

平成27年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会会議録

目 次

第 1 号（5月28日）

招集告示	2
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	4
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
管理者招集挨拶	7
副議長の選挙	8
議案第1号	9
同意案第1号	11
閉会の宣告	12

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第109号

平成27年5月18日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会

議 長 石 井 昭 一

平成27年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会の招集に
ついて (送付)

このことについて、管理者から議会招集の告示をした旨通知がありましたので、その
告示の写しを送付いたします。

なお、当日は、午後3時30分までに参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第4号

平成27年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を次のとおり招集する。

期 日 平成27年5月28日

場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合

アクアセンターあじさい2階会議室

平成27年5月18日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合

管 理 者 清 水 聖 士

平成27年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会

平成27年5月28日(木)

午後3時30分開会

議事日程

- 日程第1 議席の指定
 - 日程第2 会議録署名議員の指名
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 副議長の選挙
 - 日程第5 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定について
 - 日程第6 同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
 - 日程第2 会議録署名議員の指名
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 副議長の選挙
 - 日程第5 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定について
 - 日程第6 同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任について
-

出席議員(12名)

1番	森	谷	宏	議員	2番	小田川	敦	子	議員
3番	平	野	光一	議員	4番	小	易	和彦	議員
5番	秋	谷	公臣	議員	6番	小	泉	文子	議員
7番	小	泉	巖	議員	8番	田	中	和八	議員
9番	中	村	昌治	議員	10番	芝	田	裕美	議員
11番	石	井	恵子	議員	12番	石	井	昭一	議員

欠席議員(なし)

説明のための出席者

管 理 者	清 水 聖 士 君
副 管 理 者	秋 山 浩 保 君
副 管 理 者	伊 澤 史 夫 君
監 査 委 員	松 丸 幹 雄 君
会 計 管 理 者	相 川 克 己 君
事 務 局 長	阿 久 津 誠 君
事 務 局 次 長	大 塚 旭 君
総 務 課 長	川 上 清 美 君
あ じ さ い 所 長	大 塚 旭 君
し ら さ ぎ 所 長	笠 井 雅 之 君
周 辺 整 備 室 長	川 名 雅 之 君

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課長	國 井 潔
白井市環境課長	伊 藤 勉
鎌ヶ谷市クリーン推進課長	小 高 仁 志

事務局職員出席者

総 務 課 長 補 佐	伊 藤 周 一
し ら さ ぎ 所 長 補 佐	山 崎 道 将
あ じ さ い 管 理 係 長	島 田 朋 也
総 務 課 総 務 財 政 係 長	栗 原 稔

午後 3時30分 開 会

◎開会の宣告

○議長（石井昭一議員） 皆様、本日は公私ともにご多忙の中、ご参集いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、平成27年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定について、同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任について、以上2件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

〔「配付漏れなし」と呼ぶ者あり〕

◎諸般の報告

○議長（石井昭一議員） 日程に先立ち、報告いたします。

地方自治法施行令第145条第1項の規定による平成26年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合継続費繰越計算書についての報告がありました。

また、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておりますので、ご了承願います。以上で報告を終わります。

◎議席の指定

○議長（石井昭一議員） 日程に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

お諮りいたします。ただいま着席いただいております議席は仮議席となっておりますが、これを本議席とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井昭一議員） ご異議なしと認め、現在ご着席いただいております議席を本議席と決定いたしました。

それでは、ここで新たに選出されました議員の方々に、それぞれ自己紹介によりご挨拶をお願いしたいと思います。

つきましては、森谷宏議員、小田川敦子議員、小易和彦議員、秋谷公臣議員、小泉巖議員、田中和八議員、芝田裕美議員、石井恵子議員の順に挨拶をお願いします。

初めに、森谷議員、お願いします。

○1番（森谷 宏議員） 皆さん、こんにちは。鎌ケ谷市議会議員の森谷宏でございます。このたび新しく選出されました。皆様方のご指導をいただきまして、務めていきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○2番（小田川敦子議員） 初めてまして、こんにちは。白井市議会議員の小田川敦子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○4番（小易和彦議員） 鎌ケ谷市議会の小易でございますが、前期に引き続きましてお世話になりますが、よろしくお願ひいたします。

○5番（秋谷公臣議員） 白井市議会の秋谷公臣です。今回、初めてでございます。皆さん、ご指導をよろしくお願ひいたします。

○7番（小泉 巖議員） 鎌ケ谷市議会議員の小泉です。よろしくお願ひをいたします。

○8番（田中和八議員） 白井市議会議員の田中和八といいます。よろしくお願ひいたします。皆さんのご指導のもと頑張っておりますので、ご指導よろしくお願ひいたします。

○10番（芝田裕美議員） 鎌ケ谷市議会議員の芝田裕美でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○11番（石井恵子議員） 白井市議会議員の石井恵子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（石井昭一議員） ありがとうございます。

続きまして、本年4月1日より新しく就任されました相川克己会計管理者に自席にて挨拶をお願いします。

○会計管理者（相川克己君） 本年4月1日をもちまして、当組合の会計管理者として鎌ケ谷市から参りました相川でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（石井昭一議員） ありがとうございます。

以上で紹介を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石井昭一議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に9番、中村昌治議員及び10番、芝田裕美議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（石井昭一議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井昭一議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者招集挨拶

○議長（石井昭一議員） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いします。
管理者。

○管理者（清水聖士君） 平成27年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る4月26日に行われました白井市長選挙におきまして、伊澤史夫市長が市民の厚い信託を受け再選され、引き続き白井市政を担われることとなりました。心からお祝いを申し上げますとともに、引き続き当組合の発展にご尽力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、今回、白井市及び鎌ヶ谷市選出議員の任期満了に伴い、白井市選出の福井みち子議員、石田信昭議員、天下井恵議員、植村博議員、鎌ヶ谷市選出の土屋裕彦議員、吉野良一議員、野上實議員の7名の方々が退任されました。各議員には、在任中一方ならぬお力添えをいただきましたことに対し、この場をおかりして厚く御礼申し上げます次第であります。

また、先ほどご紹介がありましたように、新たに白井市選出議員として石井恵子議員、田中和八議員、秋谷公臣議員、小田川敦子議員、また鎌ヶ谷市選出議員として芝田裕美議員、小泉巖議員、森谷宏議員の7名の方々をお迎えするとともに、鎌ヶ谷市選出の小易和彦議員におかれましても、引き続き当組合の一層の発展にご尽力をお願い申し上げます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会におきましてご審議いただく案件は、議案1件、同意案1件であります。

議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

まず初めに、焼却灰等の放射エネルギーにつきましてご報告申し上げます。アクアセンターあじさい、クリーンセンターしらさぎ、両施設とも国の基準値1キログラム当たり8,000ベクレルを大幅に下回っており、低下傾向にあります。引き続き監視し、適切に処理を行ってまいります。

次に、クリーンセンターしらさぎのダイオキシン類対策事業につきましては、平成26年度事業分として、2系統のうちの第2系の工事が完了し、先日、引き渡し完了したところであります。引き続き残る第1系の工事を安全第一に進めてまいります。

次に、周辺整備事業につきましては、さわやかプラザ軽井沢におきまして、引き続き本年4月から5年間の指定管理者を指定いたしまして、管理を実施しているところでございます。今後とも地域の

皆様の健康増進と触れ合いの場として、安全で安心してご利用いただけるサービスを提供してまいり所存であります。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、順次ご説明させていただきます。

初めに、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定につきましてご説明いたします。

本案は、組合職員の給与の支給について、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例第2条において準用する鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例に基づくこととしておりますが、鎌ヶ谷市の平成27年3月議会において、特例期間を1年間延長する改正条例が可決されたことから、当組合においても昨年度と同様に特例条例を定めるものでございます。具体的には、3級以上の組合職員の給料月額について100分の1の削減を行い、給与水準の適正化を図るものであります。

次に、同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任につきましては、組合議員のうちから選任される監査委員として鎌ヶ谷市選出の芝田裕美議員を選任したく、議会の同意を求めるものであります。

以上がこのたび提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

◎副議長の選挙

○議長（石井昭一議員） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井昭一議員） ご異議なしと認め、指名推選とすることに決定しました。

いかが取り計らいましょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井昭一議員） 芝田議員。

○10番（芝田裕美議員） 石井恵子議員を推薦いたしたいと思います。

○議長（石井昭一議員） ただいま石井恵子議員が副議長に推薦されました。

お諮りいたします。石井恵子議員を副議長の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井昭一議員） ご異議なしと認めます。

よって、石井恵子議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました石井恵子議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項

の規定に基づき、当選の告知をいたします。

石井恵子副議長より、自席にてご挨拶をお願いいたします。

○副議長（石井恵子議員） ただいま皆様からご推薦いただき、副議長の職につかせていただきます石井恵子でございます。これから議長を補佐し、円滑な議会運営のために力を注いでまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（石井昭一議員） ありがとうございます。

◎議案第1号

○議長（石井昭一議員） 日程第5、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） 議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、組合職員の給与の支給については、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与に関する条例第2条において準用する鎌ヶ谷市職員の給与に関する条例に基づくことから、組合においても給与水準の適正化を図るため、所要の特例を定めるものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

第1条は、職員の給料の特例を定めたもので、第1項は、平成27年6月1日から平成28年3月31日までの間、職務の級が3級以上である者に対しては、当該給料月額に100分の1を乗じて得た額を減じた額を給料として支給することを定めたものでございます。

第2項は、休職者に対する規定を定めたもので、第1号で規定する者は、当該給料月額に100分の1を乗じて得た額を、第2号で規定する者は、当該給料月額に100分の1を乗じて得た額に100分の80を乗じて得た額を、第3号で規定する者は、当該給料月額に100分の1を乗じて得た額に、給与条例第21条第4項の規定により適用職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額を減じた額を支給することを定めたものでございます。

第3項及び第4項は、給与が減ぜられて支給される適用職員及び育児休業の部分休業の承認を受けている者の勤務1時間当たりの給与額の算定を定めたものでございます。

第2条は、給与の減額に当たって生じた端数処理の方法を定めるものでございます。

第3条は、給料の減額に当たって、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の算出の基礎となる給料月額には適用しないことを定めたものでございます。

最後に附則でありますが、附則第1項は、施行期日を平成27年6月1日とするものでございます。

附則第2項では、平成26年5月に制定した柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例については廃止することを規定しております。

附則第3項では、平成27年6月1日から平成27年6月30日までの間における特例を定めるもので、第1条第1項及び第2項中「100分の1」とあるのは「100分の3」とするものでございます。これは、鎌ヶ谷市職員の給与の特例に関する条例において、特例期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までとなっており、2カ月間の差が生じることから、鎌ヶ谷市職員と組合職員の均衡を図るために、4月及び5月分の減額措置を6月分で行うものでございます。

以上で、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石井昭一議員） 質疑については通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

事前に通告のありました平野議員について討論を認めます。

原案に反対者の発言を許します。

平野議員。

○3番（平野光一議員） 柏市選出、日本共産党の平野光一です。

ただいま議題となりました議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

本議案について説明を受けましたけれども、これが通れば組合職員1人平均、月額で3,800円の減となります。今必要とされているのは、国民の暮らしの実態からいっても、それに日本の経済に好循環をつくり出すという点からも、賃金の引き下げではなく、民間も公務員も賃上げだということを申し上げたいと思います。

最新の統計では、基本賃金と残業代、ボーナスなどを合計した現金給与総額、名目で0.1%増、基本賃金に当たる所定内給与は0.3%増と、微増となっています。しかし、実質賃金指数は前年同月比2.6%低下しています。これは5月1日に発表されました厚生労働省の毎月勤労統計調査の速報値です。これで、物価上昇を加味した賃金水準を示す実質賃金指数は23カ月連続の前年割れとなります。賃金が上がった、わずか0.1%とか0.3%ですけれども上がりました。しかし、アベノミクスによる物価高に賃金の上昇が追いつかず、消費税増税がさらにそれに追い打ちをかけて、実質賃金は下がり続けているというのが今の状況です。この1年間の実質賃金は、統計をとり出して以来最大の3%もの落ち込みだということです。高齢者の年金も連続的に下げられています。

このように、賃上げがあっても物価上昇に追いつかないと言われているときに、逆に賃下げをしようというのが本議案の提案です。

3月に実施されました日銀の生活意識に関するアンケートでは、1年後を現在と比べて、「支出を

ふやす」と答えた人がわずか5%、53%が「支出を減らす」と回答しています。国民全体としても、今後ますます生活は厳しくなると受けとめられているということです。それが日銀のアンケートにあられてはいます。再来年、2017年4月には、経済の状況がどうあろうと消費税を10%に引き上げると安倍政権は言っているわけですから、このままでは来年になっても再来年になっても生活がよくなる見通しは出てきません。

さらに、安倍内閣は、労働法制の大改悪を行おうとしています。派遣労働の全面解禁と固定化、低賃金で解雇しやすい限定正社員制度、さらに残業代ゼロ制度の導入を狙って、開会中の国会に改悪法案を提出しているわけで、これが強行されれば、組織労働者の賃上げが多少進んだとしても、労働者全体の低賃金化が進められ、貧困と格差の拡大、経済の低迷からの脱却はできません。公務員賃金の引き下げは、さらにマイナス効果を広げることになります。

本議案の提案理由には、「給与水準の適正化を図るため」とあります。管理者、副管理者が、賃下げを続けても景気はよくなる、あるいは以前小泉元総理が言っていたように、今痛みに耐えればあすはよくなる、こういうふうに明確に言えるのなら理屈は立ちますけれども、国がやっていることだから、どこの自治体でも国の方針に従って行っていると、こういうことでそれぞれの構成市の職員の賃金を引き下げ、さらに当組合の職員の賃金をそれに倣って引き下げる本議案を提案しているのであれば、甚だ主体性を欠いた提案ではなかろうかと思えます。

以上で反対討論を終わります。

○議長（石井昭一議員） 以上で討論を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（石井昭一議員） 起立多数でございます。

よって、議案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合職員の給与の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎同意案第1号

○議長（石井昭一議員） 日程第6、同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、芝田裕美議員の退席を求めます。

[10番 芝田裕美議員退場]

○議長（石井昭一議員） 提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） 同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任についてご説明申し上げます。

本案は、組合議員のうちから選任する監査委員が鎌ヶ谷市議会の改選により不在となっていることから、鎌ヶ谷市選出の芝田裕美議員を監査委員として選任したいため同意を求めるものでございます。

なお、芝田裕美議員の経歴につきましては、資料のとおりでございます。

また、監査委員の任期につきましては、組合規約第12条の規定により、組合議員の任期となっております。

以上で、同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任についての説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（石井昭一議員） 質疑については通告がありませんでしたので、これで質疑を終結いたします。

同意案第1号については討論の通告がありませんでしたので、これから採決いたします。

お諮りいたします。同意案第1号を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井昭一議員） ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合監査委員の選任については、同意することに決定しました。

芝田裕美議員の除斥を解きます。

〔10番 芝田裕美議員入場・復席〕

○議長（石井昭一議員） ここで、監査委員に選任されました芝田裕美議員より、自席にてご挨拶をお願いいたします。

芝田議員。

○10番（芝田裕美議員） ただいま皆様のご推挙を賜りまして、監査委員を拝命いたしました鎌ヶ谷市議会の芝田でございます。

松丸幹雄現監査委員にご教示をいただきながら、誠心誠意務めてまいりたいと思いますので、皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石井昭一議員） ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（石井昭一議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成27年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会5月定例会を閉会いたします。

午後 3時52分 閉会